

議会改革～「通年議会」導入！

近年、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」以降も、大規模災害が発生しています。記憶に新しいところでは、昨年の「大阪北部地震」「西日本豪雨」「台風21号」「北海道胆振東部地震」など、日本各地で大規模な災害が発生している状況です。今後、本市においても「首都直下型地震」や、「南海トラフ地震」が懸念されるなか、二元代表制の一翼を担う我々市議会としても、本市の緊急事態に迅速に対応できる体制の整備が急務と考えます。

現在、国会と同様、地方議会においても、議会活動が可能となるのは会期中に限ることから、本市において大規模災害時等の緊急事態が発生した際に、迅速な行動を可能とするため、市議会でも今年5月から「通年議会」を導入します。

通年議会とは

地方自治法に基づき、会期を概ね1年間とすることで、議会が長期間にわたり活動能力を有することが可能となる制度

通年議会導入の目的

- ①議会が長期間にわたり活動能力を有することで、議会機能の充実強化を図る。
※現行制度は、議会は会期中に限り活動能力を有するとされています。
- ②大規模災害時等の緊急時において迅速に対応できる体制を整える。
- ③二元代表制の観点から議会の判断で本会議を開催する権利を確保する。
※今までは定例会ごとに市長が議会を「招集」していましたが、「通年議会」導入により、議会の判断で本会議が開催できます。